

## I 小規模事業者経営改善資金

【通称:マル経融資】

資金のお使いみち	運 転 資 金	設 備 資 金
ご 融 資 限 度 額	2,000万円	
ご返済期間 (うち据置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)
利 率 (年)	特別利率F	
そ の 他	●保証人・担保は不要です。 ●ご利用にあたっては商工会会長の推薦が必要です。	

【通称:コロナマル経融資】

資金のお使いみち	運 転 資 金	設 備 資 金
ご 融 資 限 度 額 (別枠)	1,000万円 (別枠)	
ご返済期間 (うち据置期間)	20年以内 (5年以内)	
利 率 (年)	特別利率F	
そ の 他	●保証人・担保は不要です。 ●ご利用にあたっては商工会会長の推薦が必要です。	

※返済期間・据置期間・利率は時勢により変更があります。詳しくは商工会までお問合せ下さい。

### ご利用いただける方

商工会の経営指導を受けている方で

1. 従業員数  
常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業  
〈宿泊業および娯楽業を除く〉)の場合5人以下であること
2. 税金完納 (所得税(法人税)、事業税、住民税)
3. 6ヵ月以上、商工会の経営指導を受けていること
4. 最近1年以上同一商工会の地区内で事業を営んでいること

以上の条件を満たしている方です。

### お申込みに必要なもの

- 個人営業の方
  - 前年・前々年の青(白)色決算書および確定申告書(控)
  - 所得税、事業税、住民税の領収書または納税証明書
- 法人営業の方
  - 前期・前々期の決算書および確定申告書(控)
  - 決算6ヵ月以上経過の場合は最近の試算表
  - 所得税、事業税、法人住民税の領収書または納税証明書

※設備資金のお申込については見積書、カタログなどが必要となります。

### ご利用の手続きは簡単です

- ①商工会へご相談、お申込ください。
- ②商工会から日本政策金融公庫へ推薦いたします。
- ③日本政策金融公庫からご融資いたします。



※審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。

上記に加え、コロナマル経融資は

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少しているまたはこれと同様の状況にある方
- ②債務負担が重くなっている方

お申込み先 / 京丹後市商工会

ご融資機関 / 日本政策金融公庫舞鶴支店 国民生活事業

## II 貸上げ貸付利率特例制度

ご利用いただける方	新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額(注1)の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある方(注2)
利 率 (年)	各融資制度に定める利率-0.5%(貸付日から2年間) (※)利率の下限は0.3%
そ の 他	上記以外の融資条件は、各融資制度に定める条件が適用されます。

(注1)雇用者に対する給与等の支給額のことをいいます。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めますが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めません。

(注2)最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除きます。

▶一部でご利用いただけない融資制度があります。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。▶お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。▶審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。

## III 日本政策金融公庫

【一般貸付】ご利用いただける方

ほとんどの業種の中小企業の方にご利用いただけます。  
(業種や経営内容等によってはご利用いただけない場合がございます)

資金のお使いみち	運 転 資 金	設 備 資 金	特定設備資金
ご融資限度額	4,800万円		7,200万円
ご返済期間 (うち据置期間)	5年以内 【特に必要な場合は7年以内】 (1年以内)	10年以内 (2年以内)	20年以内 (2年以内)
利 率 (年)	基準利率 ご返済期間または担保の有無によって異なる利率が適用されます。		
保証・担保	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。		

※上記の返済期間を超えるお取り扱いをご希望の場合は窓口でご相談ください。

【新型コロナウイルス感染症特別貸付】ご利用いただける方

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している方であって、次の1または2のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる方

1. 次のいずれかに該当する方
  - (1)最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方
  - (2)業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月間の売上高または過去6ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高(業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高)が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
    - ア. 過去3ヵ月(最近1ヵ月を含みます。)の平均売上高
    - イ. 令和元年12月の売上高
    - ウ. 令和元年10月から12月の平均売上高
2. 債務負担が重くなっている方

国民生活事業		
ご融資限度額(別枠)	8,000万円 (別枠)	
ご返済期間 (うち据置期間)	運 転 資 金 20年以内 (5年以内)	設 備 資 金 20年以内 (5年以内)
利 率 (年)	6,000万円以内の部分	6,000万円を超える部分
	基準利率(災害)	
保証・担保	担 保: 無担保 保 証: お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	

お問合せ先 / 日本政策金融公庫舞鶴支店 国民生活事業

☎0570-061435 (ナビダイヤル)

協働・共感で響きあう まちづくりをLEADする

# 京丹後市商工会

〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1 TEL.0772-62-0342 FAX.0772-62-3553

大宮支所/TEL.68-0038 網野支所/TEL.72-1863 丹後支所/TEL.75-2222 弥栄支所/TEL.65-3137 久美浜支所/TEL.82-0155

<https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp> ☑ [kyotango-sci@kyoto-fsci.or.jp](mailto:kyotango-sci@kyoto-fsci.or.jp)



## 《融資定期相談受付中》

第2・第4水曜日に京丹後市商工会(峰山本所)にて、日本政策金融公庫の出張相談窓口を開設しています。\*完全予約制。  
融資のご相談がある方は必ず事前予約を行ってください。  
限られた時間(1時間)での相談となりますので、自社の情報、近況、希望融資金額、資金用途等簡潔に話せるようにご準備をお願いします。

### 融資相談日にご準備いただきたいもの(例)

- ・決算書直近2期分(※創業相談の方は創業計画書)
- ・月別試算表(売上、仕入、経費等まとめたもの)
- ・資金用途の根拠(見積書等)

※融資に関する事前相談や創業、経営に関する相談は京丹後市商工会で随時受け付けておりますのでお気軽にお問合せください。

## Ⅳ 新規開業資金

資金のお使いみち	運転資金	設備資金
ご融資限度額	4,800万円	7,200万円
ご返済期間 (うち据置期間)	10年以内(うち据置期間5年以内)	20年以内(うち据置期間5年以内)
利率(年)	<p>基準利率。ただし、次の要件に該当する方が必要とする資金(原則として土地にかかる資金を除く。)は特別利率。なお、ご融資後に利益率や雇用に関する一定の目標を達成した場合に利率を0.2%引下げる「創業後目標達成型金利」については、日本政策金融公庫のHPをご確認ください。</p> <p>1.女性の方、35歳未満または55歳以上の方 2.外国人起業活動促進事業における特定外国人起業家の方で新たに事業を始める方 3.創業塾や創業セミナーなど(産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援等事業)を受けて新たに事業を始める方 4.「中小企業の会計に関する基本要領」または「中小企業の会計に関する指針」を適用しているまたは適用する予定の方であって、自ら事業計画書の策定を行い、認定経営革新等支援機関(税理士、公認会計士、中小企業診断士など)による指導および助言を受けている方 5.地域おこし協力隊の任期を終了した方であって、地域おこし協力隊として活動した地域において新たに事業を始める方 6.Uターン等により地方で新たに事業を始める方 他</p> <p>[特別利率A]</p> <p>・3に該当する方のうち、女性の方または35歳未満の方は[特別利率B] ・6に該当する方のうち、過疎地域で新たに事業を始める方は[特別利率B]</p>	
担保・保証人	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。	

## 【教育資金のご融資(国の教育ローン)】

### ご利用いただける方

ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、  
世帯年収(所得)が次表に該当する方

扶養する お子さまの人数	給与所得者(事業所得者)
1人	790万円(600万円)
2人	890万円(690万円)
3人	990万円(790万円)

※世帯年収(所得)には世帯主のほか、配偶者等の収入(所得)も含まれます。  
※今年の世帯年収(所得)が左記の金額以内となる見込みのある方(【一定の要件】に該当することになる方を含む)はご利用いただける場合があります。  
※ご親族などでもご利用いただける場合があります。

- (注1)「扶養するお子さまの人数」とは、お申込みいただく方の世帯で扶養しているお子さまの人数をいいます。年齢、就学の有無を問いません。  
(注2)4人以上の上限についてはお問合せください。  
(注3)お子さまが2人以内で一定要件を満たす方や、新型コロナウイルス感染症による影響を受けて世帯収入(所得)が減少している方については、世帯年収上限額の緩和があります。



### ご融資額

お子さま1人につき **350万円以内**  
※一定要件に該当する場合は、上限**450万円**まで(ご融資限度額内で重複してご利用が可能です。)

### ご返済期間 18年以内

**利率 年2.4%(固定)**  
(令和6年7月1日現在)

交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円(所得132万円)以内の方または扶養するお子さまの人数が3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方については、金利▲0.4%(固定金利・保証料別)。\*詳しい制度の内容やご利用については日本政策金融公庫の支店窓口までお問合せください。

お問い合わせ先 / 日本政策金融公庫舞鶴支店 国民生活事業 ☎0570-061435(ナビダイヤル)